

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 11 日

林業・木材産業関係団体 各位

林野庁林政部企画課長

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い影響を受けた林業者及び木材産業者に対する金融支援について

平素から林業・木材産業施策の推進にご理解、ご協力いただき、お礼申し上げます。

このたび、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い影響を受けた林業者及び木材産業者を支援するため、別紙のとおり金融措置を講じましたのでお知らせします。

なお、このことにつきまして、貴団体の会員等に対して、周知いただきますようお願いいたします。

林野庁林政部企画課
(別添の 1 及び林業・木材産業改善資金)
金融班 神崎、管、岩崎
(別添の 2 及び木材産業等高度化推進資金)
林業信用保証班 黒木、酒井、土屋
Tel : 03-3502-8037

< 新型コロナウイルス感染症に関する林業者等への金融支援 >

1. (株) 日本政策金融公庫資金（農林漁業セーフティネット資金）の貸付け

支援項目	内 容	適用開始日
①対象者の拡充	新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来す恐れがある者を追加	令和2年3月10日
②貸付限度額の引上げ	600万円又は年間経費等の12分の6 → 1,200万円又は年間経費等の12分の12	令和2年3月10日
③実質無担保・無保証人化	融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみ徴求する貸付けを実行	令和2年2月1日
④貸付利子の実質無利子化	「林業施設整備等利子助成事業」により、貸付当初最長10年間、最大2%の利子を助成	令和2年3月10日

2. (独) 農林漁業信用基金による債務保証

支援項目	内 容	適用開始日
①実質無担保・無保証人化	融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみ徴求する債務保証を実行	令和2年3月10日
②保証料の実質免除	民間金融機関からの資金の借り入れに対する債務保証について、保証当初最長5年間の保証料を実質免除	令和2年3月10日

お問い合わせ先

【(株) 日本政策金融公庫資金について】

新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

本店農林水産事業本部（0120-926478）又は各都道府県の公庫支店

【林業施設整備等利子助成事業について】

全国木材協同組合連合会（03-3580-3215）

【(独) 農林漁業信用基金による債務保証について】

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う相談窓口

林業信用保証業務部業務課（03-3294-5585, 5586）